

## 第1章 教育職員免許関係法令の概要

### 1 教育職員免許関係法令の見方

教育職員免許関係法令には、次の種類があります。

- ・ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号、以下「免許法」という。）
- ・ 教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号、以下「施行法」という。）
- ・ 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号、以下「介護等体験特例法」という。）
- ・ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号、以下「児童生徒性暴力等防止法」という。）
- ・ 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号、以下「免許法施行規則」という。）
- ・ 教育職員免許法施行法施行規則（昭和29年文部省令第27号、以下「施行法施行規則」という。）
- ・ 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号、以下「介護等体験特例法施行規則」という。）
- ・ 教育職員免許法施行令（昭和24年政令第338号、以下「施行令」という。）
- ・ 教育職員の免許状に関する規則（昭和50年福島県教育委員会規則第2号、以下「県規則」という。）
- ・ 地方公共団体手数料令（昭和30年政令第330号、以下「手数料令」という。）
- ・ 福島県手数料規則（昭和39年福島県規則第31号、以下「県手数料規則」という。）

免許法は、教育職員の免許における総括的な事項と同時に、免許状を授与する際の基礎的条件を規定しています。施行法は、主に免許法で規定していない旧教員免許令、旧国民学校令等による教員免許状（以下「旧令の教員免許状」という。）を有する者又は旧師範学校、旧専門学校等（以下「旧令の学校等」という。）を卒業（又は修了）した者等に対する免許状の授与等について規定しています。介護等体験特例法は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与に係る基礎資格として、7日間の介護等の体験を行わねばならない旨を規定しています。これらの法律に基づいて、それぞれの施行規則には、免許状の授与の所要資格を得るための単位の修得方法などが具体的に規定されています。

また、施行令は、文部科学大臣が免許状の教科を定める場合及び免許状に関する所要資格を得る課程を認定しようとする場合の諮問機関を規定しています。

次に、免許法令に基づいて免許状の授与等をお願いする場合の手続き等については、県の教育委員会の規則で定められており、また、お願い出の際の手数料の額については、別に手数料令の規定により県手数料規則で定めています。

このように、法令はそれぞれ規定している内容において、相互に密接な関連性を有してい

ます。従って、実際に法令を適用する場合は、十分関連性を見極めたうえで適切に行うことが大切です。

## 2 免許法の目的

免許法は、第1条で「この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。」と定めており、教育職員の資格については免許主義を採用し、教育職員の専門性を掲げています。

## 3 用語の意味

### (1) 教育職員

教育職員とは、学校教育法第1条に規定されている幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」といいます。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」といいます。）の主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教員」といいます。）をいいます。

（免許法第2条第1項）

\* 校長、教頭、教育長、指導主事等は、ここでいう教育職員には含まれません。

### (2) 所轄庁

所轄庁とは、教員の勤務する学校を所轄する機関をいい、それぞれの学校の種類に応じて、次のとおり定められています。（免許法第2条第3項）

- ・ 大学附置の国立又は公立学校の教員　――　当該大学の学長
- ・ 大学附置の学校以外の公立学校の教員　――　当該学校を所管する教育委員会
- ・ 公立の幼保連携型認定こども園の教員　――　所管する地方公共団体の長
- ・ 私立学校の教員　――　都道府県知事

### (3) 授与権者

授与権者とは、免許状の授与、その他免許に関する権限を与えられた機関であり、各都道府県教育委員会をいいます。（免許法第5条第6項）

### (4) 教育職員検定

教育職員検定とは、免許状を授与する方法の一つで、授与権者が受検者の人物、学力、実務及び身体について検定を行います。（免許法第5条第1項、第6条第1項）

### (5) 実務証明責任者

実務証明責任者とは、教育職員検定に際しての受検者の勤務状況を証明する者をいい、受検者が勤務した学校の種類に応じて次のように定められています。（免許法第6条別表第3備考2号）

- ・ 私立学校の教員　――　当該学校を設置する学校法人又は社会福祉法人の理事長（幼保連携型認定こども園の設置者を含む。）

- ・ その他の学校の教員 ー 所轄庁

#### (6) 免許管理者

免許管理者とは教育職員にあつては勤務する学校の所在する都道府県教育委員会、教育職員以外にあつては住所地の都道府県教育委員会をいいます。(免許法第2条第2項)

### 4 教員と免許状

免許法では、「教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。」(免許法第3条第1項)と定められています。つまり、教員は免許状を有していることが条件であり、かつその免許状は勤務する学校の種類、教科又は職種に応じたものでなければなりません。

なお、講師については、特にその職の免許状が設けられていないので、それぞれの学校に相当する教員の免許状を有する者を、また、特別支援学校については、特別支援学校の免許状のほかに各部(幼稚部、小学部、中学部及び高等部)に相当する学校の教員の免許状を有する者をもってあてることとされています。(免許法第3条第2項、第3項)

\*[例外規定] 相当免許状を有しない非常勤講師(免許法第3条の2)、免許教科外教科の教授担任(免許法附則第2項)、小学校の専科教員(免許法第16条の5第1項)、中学校の専科教員(免許法第16条の5第2項)、特別支援学校の教員(免許法第17条の3、免許法附則第15項、施行法第3条)

### 5 免許状の種類及び効力

#### (1) 種類

免許状は、大別して普通免許状、特別免許状及び臨時免許状に区分されます。

普通免許状及び特別免許状は、学校の種類ごとの教諭職の免許状をいい、更に普通免許状は専修、一種及び二種(高等学校は専修及び一種)に分けられています。

臨時免許状は、学校の種類ごとの助教諭職の免許状をいいます。

ただし、高等学校教諭の普通免許状のうち、教科の領域の一部に係る事項(柔道、剣道、建築、インテリア、デザイン、計算実務)及び特別支援学校自立活動教諭の普通免許状については一種のみ、また、特別支援学校自立教科教諭の普通免許状については、一種及び二種のみとなっています。

(免許法第4条、第4条の2、第16条の4、第17条の2)

ア 普通免許状は、次のとおりです。

- ・ 小学校教諭免許状
- ・ 中学校教諭免許状(各教科に区分される。)
- ・ 高等学校教諭免許状(各教科に区分される。)
- ・ 幼稚園教諭免許状
- ・ 特別支援学校教諭免許状(視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱)
- ・ 養護教諭免許状
- ・ 栄養教諭免許状
- ・ 特別支援学校自立教科教諭免許状(理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸の教

科に区分される。)

- ・ 特別支援学校自立活動教諭免許状（視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育に区分される。)

イ 特別免許状は、次のとおりです。

- ・ 小学校教諭特別免許状（各教科に区分される。)
- ・ 中学校教諭特別免許状（各教科に区分される。)
- ・ 高等学校教諭特別免許状（各教科に区分される。)
- ・ 特別支援学校教諭特別免許状
- ・ 特別支援学校自立教科教諭特別免許状（理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸の教科に区分される。)
- ・ 特別支援学校自立活動教諭特別免許状（視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育に区分される。)

※ 幼稚園教諭の特別免許状はありません。

ウ 臨時免許状は、次のとおりです。

- ・ 小学校助教諭免許状
- ・ 中学校助教諭免許状（各教科に区分される。)
- ・ 高等学校助教諭免許状（各教科に区分される。)
- ・ 幼稚園助教諭免許状
- ・ 特別支援学校助教諭免許状
- ・ 養護助教諭免許状
- ・ 特別支援学校自立教科助教諭免許状（理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸の教科に区分される。)

## (2) 効力

普通免許状は、専修、一種、二種の種別又は学校の国立、公立、私立の区別を問わず、全ての都道府県においてその効力を有します。

特別免許状については、その免許状を授与した都道府県においてのみその効力を有します。

なお、平成21年4月1日から始まった教員免許更新制により、普通免許状及び特別免許状は、原則、その授与の日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日まで、有効期限が付されることとなりましたが、令和4年5月の免許法等一部改正により、令和4年7月1日に当該制度は廃止され、生涯有効（有効期限の定めなし）となりました。

臨時免許状については、授与されたときから3年間、その免許状を授与した都道府県においてのみ効力を有します。（免許法第9条）

\* 中学校及び高等学校の「宗教」の教科の免許状については、教科の性質上私立学校においてのみ効力を有します。

## (3) 一種免許状取得の努力義務

教員で、その職（担任する教科を含む。）が二種免許状によるものであるときは、相当する一種免許状を取得するよう努めなければなりません。（免許法第9条の2）

特に、小学校及び中学校の教員で、その者が当該教員となった日から12年を経過した者に対しては、免許管理者は、本人からの意見を聴いて、以後3年の間に一種免許状を取得するために必要な単位（10単位）を修得する方法について指定することとなります。（ただし、この適用を受けるのは平成元年度採用教員からです。）

この指定を受けた教員で、指定された日から3年以内に一種免許状を取得しない者については、一種免許状取得に必要な単位の軽減措置が講じられないこととなり、当該免許状の取得にあたっては45単位の修得を要することとなります。（免許法第6条別表第3備考8～10号、昭和63年改正法附則第11項）

## 6 免許状の授与等

免許状の授与には、次の方法があります。

### (1) 普通免許状

#### ア 大学等における教員養成による方法（免許法第5条第1項）

大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関に一定年限以上在学し、免許法令に定める所定の単位を修得した者に授与されます。（免許法別表第1）

なお、この場合の単位は、「文部科学大臣が、当該免許状の授与の所要資格を得させるために適当であると認めた課程」（以下「認定課程」という。）において修得したもの又は「認定課程を有する大学が、当該所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの」でなければなりません。（同表備考第5号）

#### イ 教育職員検定による方法（免許法第6条）

教員として勤務している者等に対し、上種、他の教科又は隣接校種の免許状を授与する方法で、人物、学力、実務及び身体のそれぞれについて授与権者が「教育職員検定」を行い、合格した者に授与されます。

検定の方法は授与権者が具体的に定めておりますが、学力及び実務の検定については、免許法でその基準が定められています。（免許法別表第3～第8）

\* 「学力」の検定は修得単位により、また、「実務」の検定は在職年数等により行います。

#### ウ 教員資格認定試験による方法（免許法第16条第1項）

文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学が行う「教員資格認定試験」に合格した者に授与されます。

### (2) 特別免許状

特別免許状は、次のいずれにも該当する者について、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合、任命権者の推薦に基づいて授与権者が行う教育職員検定に合格した者に授与されます。（免許法第5条第3項、第4項）

#### ア 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者

イ 社会的信望があり、かつ教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

\* 検定の方法は(1)のイと同様ですが、授与権者は、合格の決定をしようとするときは、あらかじめ学識経験者等の意見を聴かなければなりません。(免許法第5条第4項)

(3) 臨時免許状

臨時免許状は、学校において欠員等が生じ、かつ、普通免許状を有する者を採用することができないときに限り、教育職員検定に合格した者に授与されます。(免許法第5条第5項)

(4) 旧令の教員免許状を有する者又は旧令の学校等を卒業した者等

旧令の教員免許状を有する者又は旧令の学校等を卒業した者等に対する経過的な措置として、それぞれの種類に応じて現行制度における相当の免許状について交付又は教育職員検定による授与を受けることができます。(施行法第1条、第2条)

7 新特別支援領域の追加の定め

特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が、その授与を受けた後、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域（以下「新教育領域」という。）に関して特別支援教育科目を修得し、申請書に当該免許状を授与した授与権者が定める書類を添えて当該授与権者にその旨を申し出た場合、又は当該授与権者が行う教育職員検定に合格した場合には、当該免許状に当該新教育領域を追加して定めることができます。(免許法第5条の2第3項)

8 欠格事項

教員という職務の特殊性により、次のいずれかに該当する者には、免許状は授与されません。(免許法第5条第1項)

(1) 18歳未満の者

(2) 高等学校を卒業しない者(通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しないものを含む。)ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。

\* [例外規定]教員資格認定試験合格者(免許法第17条)、准看護婦免許・旧令保健婦免許所有者(免許法附則第7項)、実習教科の実地の経験を有する者(免許法附則第10項、昭和29年改正法附則第20項、第21項)

(3) 禁錮以上の刑に処せられた者

(4) 免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

(5) 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

(6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

なお、児童生徒性暴力等防止法に基づき、児童生徒性暴力等を行ったことにより、免許状が失効した者及び免許状の取上げ処分を受けた者(以下「特定免許状失効者等」という。)については、改善更生の状況等により再授与が適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができるとされています。また、再授与にあたっては、

予め都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければなりません。(児童生徒性暴力等防止法第22条第1項、第2項)

## 9 免許状の失効と取上げ

### (1) 失効(免許法第10条第1項)

免許状を有するものが、次のいずれかに該当するに至ったときは、免許状はその効力を失います。

ア 免許状を有する者が、前記8の(3)、(6)に該当するに至ったとき

イ 公立学校の教員であって懲戒免職の処分を受けたとき

ウ 公立学校の教員であって分限免職の処分を受けたとき

### (2) 取上げ

次のいずれかに該当し免許状の取上げ処分を受けた者は、その通知を受けた日に免許状はその効力を失います。(免許法第11条第4項)

ア 国立学校又は私立学校の教員(免許法第11条第1項)

国立学校又は私立学校の教員が、公立学校における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は一定の手続きを経たうえで、その免許状を取り上げなければなりません。

イ 教員以外の者(免許法第11条第3項)

教員以外の免許状を有する者が、法令の規定に故意に違反し又は教員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められたときは、免許管理者は、一定の手続きを経たうえで、その免許状の取上げ処分を行うことができます。

## 10 免許状の書換又は再交付

免許状を有する者が、その者の氏名又は本籍地を変更し、又は免許状を破損若しくは紛失したときは、その理由を明記して、当該免許状を授与した授与権者に書換又は再交付を願い出ることができます。(免許法第15条)

## 11 教員免許更新制

平成19年6月に教育職員免許法が改正され、平成21年4月1日から教員免許更新制が導入されましたが、令和4年5月の免許法等一部改正により、令和4年7月1日に当該制度は廃止されました。

## 12 罰則

教員の免許については、違反行為者に対して罰則規定が設けられています。

### (1) 免許状の不正授与等に対する罰則

次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。(免許法第21条)

ア 免許法の規定に違反して免許状を授与し、若しくは特別支援教育領域を定め、又は教育職員検定を行った者

イ 偽りその他不正の事実に基づいて免許状の授与、若しくは特別支援教育領域の定め、

又は教育職員検定を受けた者

ウ 免許状の授与又は教育職員検定を受けようとする者から人物、学力、実務及び身体に関する証明の請求があった場合に、虚偽又は不正の事実に基づいて証明書を発行した者

(2) 無資格者の任命行為等に対する罰則

相当する免許状を有しないにもかかわらず、これを教員（幼保連携型認定こども園の教員を除く。）に任命し、若しくは雇用した者、又は教員（幼保連携型認定こども園を除く。）となった者は、いずれも30万円以下の罰金に処せられます。（免許法第22条）



## 13 免許法の主な特例規定

免許法に定める主な特例規定の概要は次のとおりです。

免許法の規定		特例規定	
条項	内容	条項	内容
3条1項 又は2項	教育職員は、相当する免許状を有する者でなければならない。	3条の2	非常勤の講師については、あらかじめ届出をすることにより、小・中・高等学校においては各教科の領域の一部の事項、特別支援学校（幼稚部を除く。）においては各教科及び自立教科等の領域の一部の事項について、相当免許状を有しない者を充てることができる。
		16条の5 第1項	中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、それぞれの免許状の教科に相当する教科を担当する小学校（特別支援学校の小学部を含む。）若しくは義務教育学校の前期課程の教諭又は講師となることができる。 ただし、特別支援学校の小学部の教諭又は講師となる場合は、特別支援学校の教員の免許状を有する者でなければならない。
		16条の5 第2項	工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船（それぞれの実習を含む）、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理又は計算実務の高等学校の教諭の免許状を有する者は、それぞれの免許状の教科に相当する教科を担当する中学校（特別支援学校の中学部を含む。）、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程の教諭又は講師となることができる。 ただし、特別支援学校の中学部の教諭又は講師となる場合は、特別支援学校の教員の免許状を有する者でなければならない。
		附則2項	中学校、高等学校（特別支援学校の相当部含む。）、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程若しくは後期課程の教諭は、許可を得て、有する免許教科以外の教科の教授を担当できる。
		附則14項	養護教諭の免許状を有する者で、3年以上養護教諭としての勤務経験があり、かつ現に養護

			教諭として勤務している者は、その勤務する学校（幼稚園及び幼保連携型認定こども園を除く。）において、保健の教科の領域に係る事項（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部にあつては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部科学省令で定めるもの）の教授を担当する教諭又は講師となることができる。
		附則 16 項	中学校教諭又は高等学校教諭の免許状を有する者は、当分の間、それぞれ中等教育学校の前期課程における教科又は後期課程における教科の教授又は実習を担当する教諭又は講師となることができる。
		附則 19 項	小学校教諭又は中学校教諭の免許状を有する者は、当分の間、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の教諭又は講師となることができる。
		昭和 63 年改正法附則 2・3 項	平成元年 3 月 31 日以前に授与又は交付された改正前の免許状は、それに対応する改正後の免許状とみなす。
3 条 3 項	特別支援学校の教員は、それぞれの学校の免許状と各部に相当する免許状を有する者でなければならない。	17 条の 3	特別支援学校において自立教科以外の教科（幼稚部にあつては、自立教科以外の事項）の教授又は実習（専ら知的障害者に対するものに限る。）を担当する教諭又は講師は、特別支援学校の教諭の普通免許状のほか、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園のいずれかの学校の教諭の普通免許状を有する者であれば足りる。
		附則 15 項	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の免許状を有する者は、当分の間、特別支援学校の相当する各部の教諭又は講師となることができる。
4 条 5 項 1 号	中学校の教科の指定	昭和 36 年改正法附則 2 項	「図画工作」の教科の免許状は「美術」の教科の免許状とみなす。
4 条 5 項	高等学校の教	16 条の 4	教科の領域の一部に係る事項（柔道、剣道、建

2号	科の指定		築、インテリア、デザイン及び計算実務のみ)についても授与できる。
		昭和36年改正法附則3項	「図画」又は「工作」の教科の免許状は「美術」又は「工芸」の教科の免許状とみなす。
		平成元年改正法附則3項	「社会」の教科の免許状は、平成6年4月1日以降「地理歴史」及び「公民」の教科の免許状とみなす。
5条1項	普通免許状は、別表第1、第2に該当又は教育職員検定に合格した者に授与する。	16条の2	教員資格認定試験に合格した者に授与する。
5条1項	普通免許状は、別表第1、第2に該当又は教育職員検定に合格した者に授与する。	附則8項	旧国立工業教員養成所に3年以上在学し卒業した者に、「工業」の教科の高等学校教諭1種免許状を授与することができる。
		附則12項	旧国立養護教員養成所を卒業した者に、養護教諭2種免許状又は「保健」の教科の中学校教諭2種免許状を授与することができる。
		昭和63年改正法附則4項	平成2年4月1日前に大学等に在学し、これらを卒業するまでに改正前の別表第1又は第2に規定する所要資格を得た者は、対応する改正後の免許状の所要資格を得たものとみなす。
		昭和63年改正法附則5項	昭和63年改正法附則2項・4項等により1種免許状(高等学校教諭免許状を除く。)の授与を受けたとみなされた者等が、平成2年4月1日前に大学院に在学し、平成5年3月31日までにこれらを修了し修士の学位を得たとき等は、それぞれの専修免許状の所要資格を得たものとみなす。
		昭和63年改正法附則12項	昭和63年改正法附則2項・3項により中学校教諭又は高等学校教諭の免許状の授与を受けたとみなされる者が、改正前の別表第4に規定する他の教科の免許状に係る所要資格を得たときは、それぞれ対応する改正後の免許状の所要資格を得たものとみなす。

		平成元年 改正法附 則 3・4 項	平成2年4月1日以後に大学に入学した者以外の者で、平成6年3月31日までに「社会」の教科の高等学校教諭の免許状を有する者又はその所要資格を得た者は、平成6年4月1日において「地理歴史」及び「公民」の教科の高等学校教諭の免許状の授与を受け、又はその所要資格を得たものとみなす。
		平成元年 改正法附 則 5 項	平成2年4月1日前に大学に在学した者で、平成6年4月1日以後にこれを卒業するまでに「社会」の教科の高等学校教諭の免許状に係る所要資格を得た者は、「地理歴史」及び「公民」の教科の高等学校教諭の免許状の所要資格を得たものとみなす。
5条1項	普通免許状は、別表第1、第2に該当又は教育職員検定に合格した者に授与する。	平成10年 改正法附 則 7 項	平成12年3月31日までに旧法別表第4に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得た者は、新法別表第4に規定する当該普通免許状にかかる所要資格を得たものとみなす。
		改正省令 附則第2 条第1項	平成23年3月31日において課程認定大学の課程に在学する者で、当該大学を卒業するまでに、改正前の教育職員免許法施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する福祉の教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者については、改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新規則」という。）に規定する福祉の教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなす。
		改正省令 附則第2 条第2項	平成23年3月31日において課程認定大学の課程に在学する者で、当該大学を卒業するまでに、改正前の教育職員免許法施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する福祉の教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者については、改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新規則」という。）に規定する福祉の教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなす。
		改正省令 附則第3	平成22年4月1日以後に課程認定大学及び指定教員養成機関に入学した者以外の者であって、平

		条	成 25 年 3 月 31 日までに改正前の教育職員免許法施行規則に規定する総合演習の単位を修得した者は、改正後の教育職員免許法施行規則に規定する教育実践演習の単位を修得することを要しない。
		改正省令 附則第4 条	平成 22 年 3 月 31 日において免許法別表第 1 備考第 5 号イに規定する課程認定大学の課程または養護教諭養成機関等もしくは栄養教諭の教員養成機関の課程に在学している者で、これらを卒業するまでに教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者は、改正後の教育職員免許法施行規則に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者と見なす。
		改正省令 附則第4 条	平成 22 年 3 月 31 日現在において、課程認定大学等に在学している者で、これらを卒業するまでに、改正前の教育職員免許法施行規則に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を取得した者については、改正後の教育職員免許法施行規則に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得したものと見なす。
5 条 1 項 2 号	高等学校を卒業しない者には、免許状を授与しない。	附則 3 項	旧令の教員免許状所有者及び旧仮免許状資格者には、免許状を授与することができる。
		附則 7 項	准看護師免許又は旧規則による保健婦免許等の所有者には、養護助教諭の臨時免許状を授与することができる。
		附則 10 項・昭和 29 年改正 法附則 21 項	9 年以上の実地の経験を有している者には、相当する実習を担当する高等学校の教員の免許状を授与することができる。
		昭和 29 年 改正法附 則 20 項	6 年以上の実地の経験を有している者には、相当する実習を担当する中学校助教諭の臨時免許状を授与することができる。
5 条 6 項 ただし書	高等学校助教諭の臨時免許状は、同項た	昭和 29 年 改正法附 則 7 項	当分の間、免許法第 5 条第 6 項ただし書に該当する場合にも授与することができる。

	だし書に該当する者には授与しない。	昭和29年改正法附則21項	9年以上の実地の経験を有している者には、相当する実習を担当する高等学校助教諭の臨時免許状を授与することができる。
5条の2第2項	特別支援学校教諭免許状	平成18年改正法附則第7条	この法律(平成18年法律第80号)の施行の際現に旧課程に在学している者で、卒業するまでに当該大学で旧免許状の授与単位数を修得したものは、当該大学に学籍が存在するまで、特別支援学校教諭免許状の授与を受けることができる。